

# Tax News Flash

January 2017



## インドネシア移転価格文書に関する新しい法令

経済協力開発機構（OECD）主導で移転価格文書の大幅な見直しが検討されてきましたが、2015年に共通報告様式に関するBEPS（税源浸食および利益移転）アクションプラン13が公表されました。

この対応として、インドネシア財務省は2016年12月30日に財務大臣令No. PER/213/PMK. 03/2016（“PMK-213”）を公布・施行しています。

PMK-213では、関連当事者取引について以下の3つの文書が要求されています。

- i. マスターファイル（“MF”）、グループの全体像に関する情報；
- ii. ローカルファイル（“LF”）、インドネシアでの事業活動に関する特定の情報；および
- iii. 国別報告書（Country by Country Reporting file; “CBCR”）、グループを構成する各社の詳細な財務およびその他の情報

マスターファイルとローカルファイルは、当局から要請により課税年度終了後4ヶ月以内に、インドネシア語もしくは英語で作成しなければなりません。（英語での作成は、英語での会計帳簿が許可されている場合。ただし、その場合であってもインドネシア語の翻訳を添付する必要があります。）また、国別報告書は課税年度終了後、1年内に提出しなければなりません。

### マスターファイルおよびローカルファイルの作成基準

下記の事項の一つでも該当する場合は、マスターファイルおよびローカルファイルを作成しなければなりません。（一部、法令に対するKPMGの見解も含んでいます）：

企業が：

1. 関連者間取引を行っており、前年度（2015年度）の総売上が500億ルピア（約4億4千万円）を超える場合—この場合、関連者間取引の金額は問いません；または
2. 有形資産の関連者間取引（原材料や物品の売買など）金額が200億ルピア（約1億7千万円）を超える場合；または
3. 無形資産の関連者間取引（利子、ロイヤルティ、サービスなど）金額が50億ルピア（約4千万円）を超える場合、または
4. 金額を問わず、インドネシアの現行法人税率25%よりも低い法人税率の国／地域に所在する関連者と取引を行っている場合。この条件は金額基準の定めがないことから、少額であっても全ての取引が記載対象となります。低税率国のリストはインドネシア税務当局が公表しています。



## 国別報告書の作成基準

以下のいずれかの事項に該当する場合、国別報告書を準備しなければなりません。（一部、法令に対するKPMGの見解を含んでいます）：

1. インドネシア親会社の連結総売上高が11兆ルピア（約959億円）を超える場合；または
2. 外国法人である親会社が
  - i. 所在地国で 国別報告書の作成が必要とされていない、または
  - ii. 所在地国がインドネシアと情報交換規定を締結していない、または
  - iii. インドネシア税務当局が情報交換規定をつうじて国別報告書を入手できない

インドネシア税務当局は、インドネシアと情報交換規定を締結している国のリストを公表しています。

PMK 213は、国別報告書で開示すべき情報内容を定めています。

## 罰則

作成基準に該当する会社は、マスターファイルおよびローカルファイルを課税年度終了後4ヶ月以内に作成し（国別報告書は課税年度終了後12ヶ月以内）、提出準備が完了した旨を2016年度の法人税申告から記載することが求められます。また、法人税申告書の添付資料にマスターファイルおよびローカルファイルの要旨を記載するとともに、国別報告書は翌課税年度の申告書に添付して提出する必要があります。

税務当局からの要求に対してマスターファイル、ローカルファイルを提出できなかつた場合は、ペナルティが課せられます。本法令3条(3)に基づき、移転価格文書を作成していない場合は独立企業間原則 arm's length principle を満たしていないものとみなされます。また、要求された時点で移転価格文書を提出できなかつた場合は、本法令5条(3)に基づき、移転価格文書を作成していないものとみなされます。

税務当局は法令順守チェック、税務調査、異議申し立て、行政処分、その他の目的で、移転価格文書の提出を要求することが認められています。

## まとめ

留意点は次のとおりです：

発効日	2016年12月30日 (2016年度)
言語	インドネシア語、もしくは英語（ただしインドネシア語訳を添付）
期限	マスターファイル、ローカルファイル：課税年度終了後4ヶ月以内  国別報告書：課税年度終了後12ヶ月以内
対象となる関連者間取引	全ての国内・国際取引
税務当局への提出	マスターファイル、ローカルファイル：法人税申告書の添付資料として提出準備が完了した旨を記載  国別報告書：法人税申告書の添付資料として税務当局に提出
罰則	既存法令に従う
会計記録保持期間	10年
12ヶ月に満たない期間の年換算	必要
為替レート	課税年度末に財務省が公表する為替レート
提出期限延長	明確な定めなし。ガイダンス等が出ない限り、期限延長は認められないと想定される。

## KPMG コメント：

- PMK-213は、マスターファイルおよびローカルファイルの作成基準を従前より低く設定しています。
- 税務当局からの要求に対して移転価格文書を適時に提出できない場合、法人税申告書に準備完了日を記載しない場合、移転価格文書を作成していない場合における罰則が定められています。
- マスターファイルが既に必要とされている国は未だ少ないため、特に外資企業については、親会社と協働して情報収集を進める必要があります。
- 税務当局は実務的に対応可能な法令を発行することを期待されていましたが、PMK-213は厳しい要件とタイトな期限を定めています。
- 従前の移転価格文書化規則は引き続き有効であり、PMK-213は従前の規則に代わるものではありません。しかし、従前の移転価格文書はローカルファイル作成に役立つものと思われます。

詳細は、以下にお問合せください。

**KPMG Advisory Indonesia**

税務サービス

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888  
ファックス: +62 (0) 21 570 5888

[ジャパンデスク](#)

**三竿 祥之**

**KPMG Advisory Indonesia**

[Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id](mailto:Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id)

**石渡 久剛**

**KPMG Advisory Indonesia**

[Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id](mailto:Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id)

**西本 弘（監査）**

**Siddharta Widjaja & Rekan**

[Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id](mailto:Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id)

**松本 太一（監査）**

**Siddharta Widjaja & Rekan**

[Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id](mailto>Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id)

[ローカル責任者](#)

**Abraham Pierre**

**Partner In Charge, Tax Services**

[Abraham.Pierre@kpmg.co.id](mailto:Abraham.Pierre@kpmg.co.id)

[kpmg.com/id](http://kpmg.com/id)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2017 KPMG Advisory Indonesia、インドネシアの有限責任会社はKPMGネットワークに属する独立したメンバーファームであり、スイスの協同組合（cooperative）であるKPMG Internationalに加盟しています。著作権は弊社に所属します。

KPMGの名称、ロゴは登録されたKPMG Internationalの商標です。